

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	権利譲渡の承認
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第34条第1項
法令の規定	【河川法第34条第1項】 第23条、第24条若しくは第25条までの許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。
審査基準	① 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ② 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	20日
処分担当所属	土木部河川課、各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	